

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第110号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条の表中「総務課」を「総務課」に、「相談課」を「相談課」に、「支援課」を「支援課」に、「青葉寮」を「青葉寮」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

児童福祉センター（以下「センター」という。）に次の職員を置く。

院長

所長 2人

課長 5人

発達障害者支援センター長

寮長

その他の職員 若干人

第2条第2項中「青葉寮」を「寮」に改め、同条に次の1項を加える。

6 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第5条総務課の項中「総務課」を「総務課」に改め、同条児童相談所の款相談課の項中「相談課」を「相談課」に改め、同款支援課の項中「支援課」を「支援課」に改め、同条発達相談所の款青葉寮の項中「青葉寮」を「青葉寮」に改める。

第6条第3項を次のように改める。

3 支所に次の職員を置く。

所長

副所長

その他の職員 若干人

第6条第6項中「所長補佐及び副所長」を「副所長及び所長補佐」に改め、同条第8項中「所長補佐又は副所長」を「副所長又は所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)